

○鳥羽志勢広域連合広域連合長の職務代理者に関する規則

〔平成11年4月1日〕
規則第2号

改正 平成19年3月30日規則第3号

平成28年12月15日規則第10号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定による広域連合長の職務代理者は、あらかじめ定めた順序による副広域連合長とする。

第2条 法第152条第2項の規定による広域連合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

第3条 法第152条第3項の規定による広域連合長の職務を代理する上席の職員は、課長、課長補佐、主幹、係長とし、その順序は次のとおりとする。

第1順位 総務課長の職にある者

第2順位 職務級の高い者

第3順位 職務級が同じである者にあつては、給料の号給の高い者

第4順位 給料の号給の同じである者にあつては、年齢の多い者

第5順位 年齢が同じである者にあつては、くじにより定められた者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。